

# 丹後スクールボランティア活用推進事業実施要項

京都府丹後教育局

(目的)

**第1条** 京都府丹後教育局（以下、「教育局」という。）は、大学（短期大学及び教職課程を履修する各種学校を含む）及び管内各市町（組合）教育委員会（以下、「教育委員会」という。）と連携し、教職を希望する大学生等（大学等に在籍する者で、大学院生、科目等履修生、聴講生及び教職課程を履修する各種学校生を含む。）を小・中学校にボランティアとして派遣し、児童・生徒への学習活動等への支援を行うことにより、各学校の教育活動の充実・向上等に資する。併せて、教職をめざす学生等の意欲を喚起するとともに基礎的な資質の向上を図る。

(活動内容)

**第2条** スクールボランティアは、派遣を希望する公立小中学校において、主に次に掲げる活動を行う。ただし、校外学習（修学旅行を含む。）の支援は除く。

- (1) 児童生徒への学習支援（教科学習への支援や放課後・長期休業期間中における補充学習等への支援など）
- (2) 自分の特技を生かした小学校クラブ活動や中学校部活動等への支援

(活動場所)

**第3条** スクールボランティアとして活動する場所は、教育局管内の公立小中学校のうち、派遣を希望する学校（以下、「当該校」という。）とする。

(活動期間)

**第4条** 活動の期間は、次のとおりとする。

- (1) 長期休業期間
- (2) スクールボランティアが希望する期間で、当該校での活動が可能な期間

(スクールボランティアの登録)

**第5条** スクールボランティアの登録は、次のとおりとする。

- (1) スクールボランティアの登録を希望する者（以下、「希望者」という。）は、スクールボランティア登録申請書（別記第1号様式）を提出するものとする。
  - (2) 教育局は、希望者に対して面接を行い、希望者がこの要項に定める活動内容等を十分に理解し、適任と判断した場合は、スクールボランティアとして候補者名簿に登録する。
  - (3) 登録受付期間は、当該年度の4月1日から2月末日までとする。
- 2 前項の候補者名簿の有効期間は、登録の日からその年度の末日までとする。
- 3 教育局は、登録が完了した学生にスクールボランティア登録証（別記第2号様式）を交付する。

(実施手続き)

**第6条** 教育局は、前条の登録があった場合において、活動を希望する学校及び所管する教育委員会に通知する。

- 2 当該校は、所管の教育委員会を経由し、丹後スクールボランティア派遣依頼書（別記第3号様式）を教育局に提出する。
- 3 教育局は、派遣を決定した場合、スクールボランティアに通知するとともに、当該校を所管する教育委員会を経由し当該校に通知する。

(実施報告書)

**第7条** 当該校は、スクールボランティアの活動終了後2週間以内に所管する教育委員会を經由して、実施報告書(別記第4号様式)を教育局に提出する。

2 教育局は、スクールボランティアが在籍する大学から求めがある場合は、実施報告書の写しを送付する。

(スクールボランティアの遵守事項)

**第8条** スクールボランティアは、活動に当たって次の事項を遵守しなければならないものとする。

- (1) この事業を通じて知り得た児童生徒の個人情報やその他事項の守秘
- (2) 学校の職員に準じた規律ある言動の励行
- (3) 学校の管理者が行うその他の指示事項
- (4) その他、学校の信用を失墜する行為の禁止

(保険の加入)

**第9条** スクールボランティアは、活動に当たって、ボランティア保険に加入するものとする。ただし、在籍する大学にて加入している場合はこの限りでない。

2 ボランティア保険の加入手続きは、教育局が行う。

(費用の負担)

**第10条** スクールボランティアの活動に要する費用は、原則としてスクールボランティアの負担とする。ただし、ボランティア保険の保険料については、予算の範囲内で教育局が負担する。

(その他)

**第11条** 教育局は、スクールボランティアが第8条に定める遵守事項に対する違背行為等を行った場合は、状況に応じ、ボランティア活動の停止又はスクールボランティア登録を取り消すことができる。

(補則)

**第12条** この要項に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は別に定める。

#### 附 則

この要項は、平成19年7月1日から施行する。

#### 附 則

この要項は、平成21年4月1日から施行する。

平成25年12月6日一部改正

平成26年 4月1日一部改正

平成27年 4月1日一部改正

平成29年 4月1日一部改正

平成31年 4月1日一部改正

令和 5年 4月1日一部改正